

人種差別撤廃委員会の総括所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）に対する日本政府コメント

1. 日本政府は、人種差別撤廃委員会第85会期中の第7～9回我が国政府報告審査を受けて、2014年9月26日に採択された同委員会の総括所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）において、パラ17及び22に含まれる勧告のフォローアップに関する情報を1年以内に提供するように求める同委員会の要請に応じて、追加報告を提出する。また、パラ19及び21については、フォローアップに関する情報の提供を求められてはいないが、日本政府から同委員会に対して更なる説明が必要であると考えられることから、追加報告を提出する。追加報告は以下のとおり。
2. なお、総括所見パラ18のフォローアップについては追って提出する。

パラ17

人種差別のジェンダー関連の側面に関する一般的勧告25（2000年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に照らし、委員会は、締約国に対し、移民、マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力の問題に、彼女らに対する暴力の全ての形態を起訴し制裁することによって、実効的に取り組むため、並びに被害者が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできることを確保するための適切な措置をとることを勧告する。締約国はまた、日本人あるいは永住者の在留資格を持つ日本国籍でない者と結婚した外国人女性が、離婚あるいは離縁によって国外追放されないこと、及び法の適用が、実質的に女性が虐待関係のままであることを余儀なくされるような効果を持たないことを確保するため、在留資格に関する法制を見直すべきである。

3. 配偶者からの暴力被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、内閣府のホームページに外国人被害者に役立つ情報を8か国語で掲載している。また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められている。
4. 警察においては、配偶者暴力（以下「DV」という。）事案等、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案については、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。
5. 入国管理局においては、法務省を含む関係省庁で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、DV事案に係る措置要領を独自に定めており、DV被害者を認知した場合には、被害者の保護を第一とし、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分に配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

6. 婦人相談所においては、国籍に関係なくDV被害者の相談を受けるとともに、一時保護が必要な場合は、婦人相談所で一時保護の措置をとるほか、被害女性に適切な支援が行える民間シェルター等に一時保護委託を行っている。

7. 我が国は、日本人又は永住者の在留資格を有する者と婚姻し「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を得て入国し在留していた外国人が配偶者と離婚又は死別した場合でも、何らかの理由により引き続き日本での在留を希望するときには、申請の理由、申請人の在日経歴、在留状況、家族関係等を始め、離婚又は死別するに至った経緯等を総合的に判断して日本での在留の可否を決定することとしており、特に、養育・監護を必要とする日本人の実子を扶養するため本邦在留を希望する外国人の親については、その親子関係、当該外国人が実子の親権者であること、及び現に実子を養育・監護していることが確認できれば、「定住者」の在留資格への変更を許可することとしている。

8. また、出入国管理及び難民認定法第22条の4（在留資格の取消し）第1項第7号において、日本人の配偶者の身分を有して在留する者又は永住者の配偶者の身分を有して在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることにつき、「正当な理由がある場合」を除き、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができることとしていることについては、DVがあったことは、「正当な理由」に該当すると認め、その場合は、在留資格の取消しを行わないこととしている。

9. この取扱いの前提として、我が国は、DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、また、DV被害者の多くは女性であるため、経済的自立が困難な女性に対してDVを行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっているものと認識している。

10. DV被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して被害者の保護を確実にする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難となっている被害者からの在留期間更新申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格の変更申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、人道上適切に対応している。なお、2014年は62人（速報値）の該当者について在留期間の更新又は在留資格の変更を許可した。

11. さらに、DVに起因して不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の状態となっているDV被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じているところであり、2014年は1人（速報値）の該当者について在留特別許可により在留資格を付与した。

パラ 22

世系に関する一般的勧告 29（2002年）に留意し、委員会は、世系に基づく差別が条約によって

完全にカバーされることを想起する。委員会は、締約国が、その立場を修正し、部落の人々と協議し、部落民の明確な定義を採択することを勧告する。委員会はまた、締約国が、とりわけ部落民の生活環境に関し、2002年の同和特別対策の終了に伴ってとられた具体的措置に関する情報及び指標を提供することを勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、差別的な行為にさらされ得る戸籍情報への違法なアクセスから部落民を保護し、戸籍の違法な濫用に関連する全ての事件を捜査し、責任者を処罰するために法を実効的に適用することを勧告する。

12. 人種差別撤廃委員会の第1～2回日本政府報告審査に関する総括所見に対する日本政府意見のとおり、本条約第1条1に規定する“descent”とは、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解されない。

13. 他方、同和問題については、日本政府としては、同和対策審議会答申（1965年8月11日）のとおり、「同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」と考えている。

14. このように、日本政府は委員会と“descent”の解釈を共有するものではないが、いずれにせよ、本条約の前文に謳われた精神を踏まえれば、同和問題のような差別も含めいかなる差別も行われることがあってはならないことは当然のことと考えており、同和関係者については、日本国憲法の規定により、日本国民として法の下に平等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利を全て等しく保障されていることから、市民的、政治的、経済的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。なお、日本政府では同和問題について以下の取組を行っている。

15. 文部科学省では、同和対策事業特別措置法が2001年度末（2002年3月31日）をもって失効したことに伴い、これまで同和対策特別事業として行ってきた高等学校等進学奨励費補助事業についても2001年度末をもって終了となった。

16. 2002年度以降は、事業の一般化が図られており、現在は、同和地区の子弟を含め、高校生に対する奨学金事業は、各都道府県が実施しており、大学生等に対する奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構が実施している。

17. また、学校教育及び社会教育においても人権尊重の意識を高める教育の推進に努めているところであるが、同和問題の解決に向けたロードマップとしては、2002年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところである。

18. 厚生労働省では、各事業所において応募者に広く門戸を開き、適性・能力に基づく公正な採用選考が行われるよう種々の取組をしている。具体的には、一定規模以上の事業所に「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者としての役割を担うことを求めてきた。この公正採用選考人権啓発推進員については、2002年の

特別対策終了に伴い、更なる設置促進に取り組んでいる。

19. 企業の採用選考に当たって、応募者の基本的人権を尊重し、出生地や家族に関することなど本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）による就職差別を未然に防ぐという観点から、公正な採用選考を行うよう、雇用主に対して様々な指導・啓発を行っている。

具体的には、

- ・新規中卒・高卒予定者の場合、就職差別につながるおそれのある質問事項が含まれない応募用紙の使用徹底
- ・公正な採用選考を普及させるためのパンフレットの作成・配布
- ・応募者の出生地等、面接で尋ねること等により就職差別につながるおそれがある事項を「採用選考時に配慮すべき事項」として厚生労働省ホームページやパンフレットに掲載

また、就職差別につながるおそれのある事象が通報された場合、事実確認を行い、事実と判断された場合には公共職業安定所の職員が事業主に対して指導を行っている。

20. 隣保館は、同和問題の解決に資するため相談事業等の各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を行ってきた。1996年7月の閣議決定等に基づく同和対策特別措置終了後も、一般施策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、隣保館の設置及び運営を行っている。

21. 具体的には、地域住民に対する生活上の各種相談事業や人権擁護に関する啓発及び広報活動事業等の他、地域の実情に応じて、地域交流促進事業やデイサービス事業等を行う等、各種事業を総合的に実施している。

22. 法務省の人権擁護機関では、同和問題に関する差別意識の解消のため、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会や研修会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

23. 同和対策を直接の目的としたものではないが、戸籍に関する証明書に係る不正請求事案の防止及び個人情報保護の観点から、「戸籍公開の原則」を見直し、第三者請求の要件の厳格化、請求者の本人確認、不正受領者への罰則強化等の不正請求の防止策を盛り込んだ改正戸籍法が2008年5月1日から施行されている。

24. その取扱いの詳細については、法務省民事局長通達を発出し、戸籍に関する証明書を発行する市区町村への周知を図っているところである。

パラ19

委員会は、締約国に対し、その立場を修正し、朝鮮学校に対して高等学校等就学支援金制度による利益が適切に享受されることを認め、地方自治体に朝鮮学校に対する補助金の提供の再開あるいは維持を要請

することを奨励する。

25. 人種差別撤廃委員会で懸念を示された、朝鮮学校を高等学校等就学支援金制度の対象校として不指定処分にしたことは差別ではないことを改めて説明する。

26. 高等学校等就学支援金は、学校が生徒に代わって受領して生徒の授業料に充てる仕組みとなっていることから、確実に授業料に充てられるために、学校において就学支援金の管理が適正に行われる体制が整っていることが求められる。

27. このため、日本国内にある外国人学校が本制度の対象に適合するかを審査するための指定基準の規程第13条において、学校の運営が法令に基づき適正に行われていることを要件とすることが明確に定められている。具体的には、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令の遵守が求められる。

●指定基準

第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。

28. 朝鮮学校への高等学校等就学支援金制度の適用については、朝鮮学校が制度の対象となるための基準を満たすかどうかを審査した結果、朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、教育基本法第16条第1項で禁じる「不当な支配」に当たらないこと等について十分な確証を得ることができず、「法令に基づく学校の適正な運営」という上述の本件規程第13条の指定基準に適合すると認めるに至らなかったため、不指定処分とした。

●教育基本法第16条第1項

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

29. 就学支援金の対象とならなくても、何ら朝鮮学校の自主性を侵害するものではない。今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて、学校教育法第1条に定める高校になるなどすれば現行制度の対象となり得る。なお、学校教育法第1条に定める高校や既に指定を受けている外国人学校には、現に多くの在日朝鮮人が学び、本制度による支援を受けており、生徒が在日朝鮮人であることを理由に対象外としているわけではないため、差別や教育を受ける権利の侵害には当たらない。

地方自治体による補助金

30. 朝鮮籍を含め外国人の子供については、公立の義務教育諸学校において日本人児童生徒と同様に無償で教育を受けることができ、就学の機会の確保を図っている。したがって、朝鮮学校に対して地方自治体から補助金が出ていない場合にも、子供が

在日朝鮮人であることを理由に、教育を受ける権利が妨げられているものではないと考える。

31. なお、朝鮮学校に対する地方自治体の補助金については、都道府県や市町村が、自らの財政状況や、公益上や教育の振興上の必要性を勘案し、各々の責任と判断に基づき実施しているものと認識しており、国から、地方自治体それぞれの事情を踏まえ、直接に地方自治体に対して補助金の再開又は維持を要請することは、適切でないと考えている。

パラ 21

委員会は、締約国が、その立場を見直し、琉球を先住民族として承認することを検討し、また彼らの権利を保護するための具体的な措置をとることを勧告する。委員会はまた、締約国が、琉球の権利の促進及び保護に関連する問題について、琉球の代表との協議を強化することを勧告する。委員会はさらに、締約国が、琉球の言語を消滅の危険から保護するために採用された措置の実施を加速させ、彼ら自身の言語による琉球の人々の教育を促進し、学校カリキュラムにおいて用いられる教科書に彼らの歴史及び文化を含めることを勧告する。

32. 沖縄に住んでいる方々は長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統を受け継がれていると認識しているが、日本政府として「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在しない。

33. 沖縄県出身者が「先住民族」とあるとの認識が日本国内に広く存在するとは言えず、例えば、昨年12月には、沖縄県豊見城市議会で、「沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識を持っておらず」、沖縄の方々を「先住民族」とした国連の各種委員会の勧告を遺憾として、その撤回を求める意見書（別添1）が可決されており、本年6月には、同県石垣市議会で、「（沖縄の人々は）先住民族との指摘は当たらない」として、勧告の撤回を求める意見書（別添2）が可決されている。

34. いずれにせよ、沖縄に居住する日本国民も沖縄県出身の日本国民もひとしく日本国民であり、日本国民としての権利を全てひとしく保障されている。

（了）